

<以下仮訳であり、使用にあたっては原文をご確認ください。本仮訳では、各条に題を付け、重要と思われる語句を太字にしています。また、各章の一部、及び第8章は省略しています。>

章別内容

第1章 総則	(第1条～第14条)
第2章 配置計画	(第15条～第21条)
第3章 生産及び貯蔵安全	(第22条～第44条)
第4章 安全使用	(第45条～第50条)
第5章 事業経営に於ける安全確保	(第51条～第61条)
第6章 安全輸送	(第62条～第82条)
第7章 危険化学品登録及び緊急救助	(第83条～第94条)
第8章 法律上の責任	(第95条～第117条)
第9章 附則	(第118条～第124条)

中华人民共和国危険化学品安全法(草案)

第一章 总 则

第1条 (目的)

危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品事故の予防及び減少を図り、人民の生命及び財産の安全の確保、環境の保全を図るために、本法を制定する。

第2条 (適用範囲)

危険化学品の生産、貯蔵、使用、営業及び輸送の安全管理に、本法を適用する。危険化学品の廃棄処置は、環境保護に関する法律、行政法規及び関連する国家规定に従って実施される。

第3条 (危険化学品の定義)

本法における「危険化学品」とは、毒性、腐食性、爆発性、可燃性、助燃性等の性質を有し、人体、施設及び環境に有害な影響を及ぼす劇毒化学品及び化学品を指す。危険化学品目録は、国務院応急管理部門が国務院工業情報化、公安、生態環境、交通運輸、農業農村、衛生保健、税関、市場監督管理、鉄道、民用航空等の部門と協力して、化学品の危険特性の識別及び分類基準に基づいて決定、公布し、且つ適時に改訂する。

第4条 (安全管理の実施原則)

危険化学品の安全管理業務は中国共産党の指導を堅持して行う。危険化学品の安全管理

業務は、人民第一、生命第一を堅持し、安全第一、予防主体、総合管理の方針を堅持しなければならない。危険化学品の安全管理業務は、業界に於ける安全管理、企業に於ける安全管理、生産販売に於ける安全管理を実行しなければならない。事業者の主体的責任と政府の監督管理責任を強化し、事業者の責任、従業員の参加、政府の監督管理、業界の自主規制、社会的監督メカニズムを確立する。

第5条（事業者の責務）

危険化学品を生産、貯蔵、使用、営業、輸送する企業、学校、科学研究機関（以下、纏めて“危険化学品事業者”と称する）は、全ての従業員に対して安全生産責任制度を施行し、安全リスクの階層的管理・制御及び潜在危険性の調査・処理の二重予防メカニズムを確立し、安全生産の標準化と情報化の構築を強化し、その主要責任者が事業者の危険化学品安全生産作業に対して全面的に責任を負わなければならない。

危険化学品事業者は、法律、行政法規と規定及び国家基準、業界基準で要求される安全条件を満たさなければならない。安全管理規定及び職務安全責任制度を確立及び改善し、従業員に対して安全生産に関する教育と訓練を実施し、国家基準又は業界基準に適合する労働保護用品を従業員に提供し、法律に従って労働災害保険に加入しなければならない。

従業員は教育及び訓練を受け、審査に合格してから業務を開始しなければならない；資格要件の有る職位については、法令に従って該当資格を取得した者を配置しなければならない。

第6条（禁止及び制限している危険化学品の取り扱い）

第7条（各安全監督管理部門の責務）

危険化学品の生産、貯蔵、使用、販売、輸送の安全監督管理を実施する関係部門（以下、“危険化学品安全監督管理責任部門”と総称する）は、下記の規定に従って職務を遂行する；

- （1）应急管理部門は、危険化学品の安全生産監督管理業務と危険化学品の総合的安全監督管理業務に責任を負い、危険化学品目録の決定、公布、改訂を組織的に行い、危険化学品の新設・改築・増設生産、貯蔵（危険化学品を輸送するための長距離パイプラインの使用を含む。以下同じ。）に係る建設プロジェクト（以下、“危険化学品建設プロジェクト”と総称する）に対して、法に従って安全条件審査及び安全設備設計審査を行い、“危険化学品安全生産許可証”、“危険化学品安全使用許可証”、及び“危険化学品営業許可証”を発行し、また、危険化学品の登録業務、危険化学品事故の緊急対応の組

織化にも責任を負う。

- (2) 公安機関は、危険化学品の公共安全管理に責任を負い、“**劇毒化学品購入許可証**”、“**劇毒化学品道路輸送通行証**”を発行し、危険化学品車両が危険化学品運送車両通行制限区域に入る許可に責任を負い、且つ危険化学品運送車両の道路交通安全管理に責任を負う。
- (3) 市場監督管理部門は、工業製品生産許可証管理目録に含まれる危険化学品及びその包装物、容器（タンクを含むが、危険化学品を貯蔵する固定式大型貯蔵タンクを除く。以下同じ。）に責任を負い、“**工業製品生産許可証**”の管理と製品品質の監督を行い、危険化学品の生産、保管、営業、輸送企業に営業許可証を発行する。
- (4) 生態環境主管部門は、廃棄危険化学品の処置に対する監督管理、危険化学品の環境有害性の評価と環境リスク評価の組織化に責任を負い、**新化学物質環境管理登記**に責任を負う。職責分担に従って危険化学品の環境汚染事故及び生態破壊事件に関する調査を行い、危険化学品事故現場に於ける緊急環境監視測定に責任を負う。
- (5) 交通輸送主管部門は、危険化学品の道路及び水路輸送活動の安全監督管理に責任を負い、危険化学品の道路輸送及び水路輸送の許可又は申請及び輸送車両の安全監督管理に責任を負い、危険化学品の道路輸送事業者及び水運輸送事業者の運転手、船員、荷物積み降ろし管理者、警護要員、申告要員、コンテナ梱包現場検査員の資格認定に責任を負う。
- 鉄道監督管理部門は、危険化学品の鉄道輸送及びその輸送車両の安全監督管理に責任を負う。
- 民間航空主管部門は、危険化学品の航空輸送及び航空輸送事業者とその輸送航空機の安全監督管理に責任を負う。
- 郵便管理部門は、法律に従って危険化学品の配送行為を調査し処置する責任を負う。
- (6) 衛生健康主管部門は、危険化学品の毒性評価の管理に責任を負い、危険化学品事業体職員の健康についての監督管理、危険化学品事故で負傷した人々の医療衛生救助活動の組織化と調整に責任を負う。
- (7) 天然資源主管部門は、国土利用計画を策定する際に、危険化学品の建設プロジェクト及び化工園區、危険化学品を貯蔵する特別区域と周辺安全管理距離等の関連事項を当該地域の国土利用計画に組み込み、且つ計画の監督・実行を適切に行う責任を負う。

- (8) 工業情報化主管部門は、職責に従って危険化学品の生産、貯蔵の関連産業の計画と配置に責任を負い、化工園區の建設基準と認定管理方法を組織的に制定し、且つ旧式な技術と生産力の撤退を促進する責任を負う。
- (9) 税関は、法律に従って輸出入される危険化学品及び其の包装に対して検査を実施する責任を負う。
- (10) 其の他の部門は、各自の職責に従って危険化学品の安全監督管理の職責を遂行する。新興産業や分野、危険化学品の安全監督管理職責が不明確な場合、県級以上の人民政府によって業務類似性原則に基づき監督管理部門を定める。

第8条（各部門の危険化学品に対する監督・検査）

危険化学品の安全監督管理を担当する部門は、法に従って監督・検査を実施し、下記の措置を講じることができる。

- (1) 危険化学品の作業場での立入検査を実施し、関係組織や職員から状況を聴取し、関連文書、資料を確認やコピーして、必要に応じて危険化学品のサンプリング検査を実施する；
- (2) 情報通信技術を利用して、危険化学品事業者の重大危険源に対するオンライン検査とサンプリング検査を実施する；
- (3) 危険化学品事故の潜在危険性を見つけた場合、即時に是正するか又は期限内に是正するよう命令する；
- (4) 法律、行政法規、規則規定又は国家標準、業界標準に適合しない施設、設備、装置、機材、輸送道具に対して、直ちに使用停止を命令する；
- (5) 当該部門の主要責任者の承認を得て、危険化学品を違法に生産、貯蔵、使用、販売している場所を封鎖し、違法に生産、貯蔵、使用、販売、輸送された危険化学品及び危険化学品の違法な生産、使用、輸送に用いられた原材料、設備、輸送道具を押収する；
- (6) 危険化学品の安全性に影響を及ぼす違法行為を見つけた場合、その場で是正するか又は期限付きで是正を命令する。危険化学品の安全監督管理を担当する部門は、法に従って監督・検査を実施するが、その場合の監督者・検査員は2名以上とし、且つ法執行証明書を提示しなければならない。関係する事業者及び個人は、法に従って行われる監督・検査に対して協力し、拒否、妨害してはならぬ。

い。

第9条（県級以上の人民政府の職務）

第10条（事業者、個人による**通報の奨励**）

すべての事業者及び個人は、本法の規定に違反する行為に対して、危険化学品の安全監督管理の職責を負う部門に通報する権利を有する。県級以上の人民政府及び其の関連部門は、違法行為を通報した功労者に対して法に従って報奨を与え、且つ通報者の情報を厳格に保護する。

第11条（危険化学品の情報管理）

県級以上の人民政府の危険化学品安全監督管理を担当する部門は、危険化学品のデータ化監督管理を強化し、危険化学品に対して**電子識別とライフサイクルのデータ化管理**と監視制御を行わなければならない。化工園區は、安全生産監督管理を担当する関連作業機関と其の職責を明確にし、危険化学品の情報化構築を強化し、情報セキュリティ監視、監視制御と早期警戒、及び政府の関連部門との相互接続を実現しなければならない。

第12条（先進技術等の採用奨励）

国は、危険化学品事業者が安全保障レベルの向上につながる**先進的技術、プロセス、設備、及び自動制御システムを採用するよう奨励**し、危険化学品に対する専用貯蔵、一括配送、集中販売を奨励する。

第13条（危険化学品重大危険源の登録、管理、安全措置）

危険化学品を生産、貯蔵、使用、販売する事業者は、国家の関連規定に基づいて**危険化学品重大危険源を登録・ファイルし、定期的な検査測定、評価、モニタリングを実施**し、緊急計画を制定し、重大危険源安全責任制度を確立しなければならず、且つ重大危険源の貯蔵数量、貯蔵場所、管理要員の状況及び関連する安全措置、緊急措置を所在地の県級人民政府応急管理部門、消防救援機関と関係部門に届け出なければならない；港湾区域内で貯蔵する場合、港湾行政管理部門、消防救援機関と関係部門に届け出を行う。危険化学品の安全監督管理に責任を負う部門は、危険化学品重大危険源を等級分類し、定期的に特別監督検査を実施し、危険化学品事業者に速やかに潜在的事故危険性を排除するように督促し、重特大事故の発生を防止しなければならない。

第14条（安全生産に関する報奨）

危険化学品の安全生産業務に於いて顕著な成果を上げたグループ及び個人は、国家の関

連規定に基づいて表彰され、報奨金が与えられる。

第二章 配置計画

第15条（政府機関による危険化学品生産、貯蔵の配置計画）

国は危険化学品の生産、貯蔵に対して、統一的な計画、合理的な配置を行う。 国務院工業情報化主管部門及び国務院のその他関係部門は、各自の職責に基づいて、危険化学品の生産、貯蔵に関する業界の計画と配置に責任を負う。地方人民政府が土地利用計画を策定する場合、当該地域の実際情況に基づき、安全確保の原則に従って、危険化学品の生産、貯蔵の専用に用いるのに適した区域（化工園區を含む）を計画しなければならない。

第16条（行政機関による化工園區の認定と管理）

化工園區は、省、自治区、直轄市人民政府又は其の権限を受けた機関によって認定、公布されなければならない。省、自治区、直轄市人民政府は、化工園區を合理的に建設し、新設化工園區の安全リスク評価、実証、管理制御措置の確立と実施を組織的に展開しなければならない。化工園區は、園区内に出入りする全ての危険化学品に対して動的監督管理を実施し、園区内の企業、重点箇所、重点危険源、インフラ施設に対するリスク監視と早期警戒を実施しなければならない。

第17条（危険化学品生産建設プロジェクトの化工園區内への入居）

新設、拡張する危険化学品の生産建設プロジェクトは化工園區に入らなければならないが、其の他産業の生産装置の建設に付随するプロジェクト、及び国家规定に適合する其の他のプロジェクトは除外する。化学企業に付随サービスを提供する企業を除いて、非化学企業が化工園區へ入居するのは禁止する。

第18条（化工園區の定期的な安全リスク評価）

化工園區は、少なくとも3年毎に包括的安全リスク評価を実施し、安全リスクを排除、軽減、管理する対策措置を提案し、且つ効果的に実施しなければならない。当該化工園區内の危険化学品の種類、数量、配置等に変化が生じた場合や、化工園區のリスク制御条件を調整する必要がある場合、速やかに化工園區の安全リスク評価を組織的に実施し、且つ関連する緊急計画を改訂しなければならない。

第19条（化工園區と市街地等との保安距離）

第20条（行政による危険化学品輸送の安全強化）

第21条（重大危険源の保安距離）

危険化学品生産装置、又は貯蔵量が重大危険源となる危険化学品貯蔵施設と、下記の場所、施設、区域との間の安全距離は、国の関連規定に適合しなければならない。

- (1) 住宅地及び商業センター、公園等の人員密集場所；
- (2) 学校、病院、劇場、体育場（館）等の公共施設；
- (3) 飲料水源、浄水場及び水資源保護区域；
- (4) 駅、埠頭（法により危険化学品の積み降ろし作業の許可を受けたものを除く。）、空港及び通信幹線、通信拠点、鉄道線路、道路交通幹線、水路交通幹線、地下鉄施設及び地下鉄駅出入口；
- (5) 生態保護レッドライン、自然保護区、恒久的基本農地、基本草地、農業遺伝資源バンク（畑、地区、苗床）、大規模畜産・養鶏場、漁業用水域、及び種子、畜禽育種、水生種苗生産基地；
- (6) 河川、湖沼、貯水池、海洋、重要な分水送水路、洪水用貯留区；
- (7) 軍事制限区域、軍事管理区域及び軍事関連施設；
- (8) 原子力施設；
- (9) 法律、行政法規で規定しているその他の場所、施設、区域、既設の危険化学品生産装置、又は貯蔵量が重大危険源となる危険化学品貯蔵施設が前項の規定に適合しない場合、所在地の市級地方人民政府应急管理部門が関係部門と連携して、指定期間内に所属事業者の改善を監督する；生産変更、生産停止、移転、閉鎖が必要な場合は、同級人民政府が決定し、組織的に実施する。貯蔵数量が重大危険源となる危険化学品の貯蔵施設の立地は、地震活断層や、洪水、地質災害、森林火災や草地火災が発生し易い地域を避けなければならない。

第三章 生産及び貯蔵安全

第22条（危険化学品建設プロジェクトの安全審査）

危険化学品建設プロジェクトは、应急管理部門によって安全要件の審査が行われなけれ

ばならない。建設事業者は、国家が規定している資格要件を有する機関に、危険化学品建設プロジェクトの安全評価を委託しなければならない、且つ安全評価状況を建設プロジェクト所在地の市級以上の人民政府应急管理部門に報告しなければならない；应急管理部門は報告受領日から 20 営業日以内に安全要件審査の決定を下し、且つ書面で建設事業者に通知しなければならない。具体的手順は国務院应急管理部門が制定する。

危険化学品の新設、改造、拡張、貯蔵、積み降ろしを行う港湾の建設プロジェクト（以下、“危険化学品港湾建設プロジェクト”と総称する）は、港湾行政管理部門によって国務院運輸主管部門の規定に基づいて安全要件の審査を実施する。危険化学品の安全評価、認証、測定、検査を担当する機関の資格要件は、国務院应急管理部門が関係部門と協力して制定する。

第 2 3 条（危険化学品建設プロジェクトの安全施設の設計等）

危険化学品建設プロジェクト及び危険化学品港湾建設プロジェクトの安全施設は、主要工事と共に**同時設計、同時施工、生産と同時に使用開始**する必要がある。安全施設への投資は建設プロジェクトの概算に含めなければならない。

第 2 4 条（危険化学品建設プロジェクトの安全施設設計責任）

第 2 5 条（危険化学品建設プロジェクトの安全施設設計審査）

危険化学品建設プロジェクトに於ける安全施設の設計は、所在地の市級以上の人民政府应急管理部門に提出し審査を受けなければならない。具体的手順は国務院应急管理部門が制定する。危険化学品港湾建設プロジェクトの安全施設の設計は、港湾行政管理部門が国の関連規定に基づいて審査する。

第 2 6 条（危険化学品建設プロジェクトの施行業者の責務、検収）

施工事業者は、承認された安全施設の設計に基づいて施工し、且つ安全施設の工物品質及び安全施工に対して責任を負わなければならない。危険化学品建設プロジェクトの工事監理を行う場合、建設事業者は安全施設の施工も一括して監理を行わなければならない。建設事業者は安全施設の検収（検査、受け入れ）を組織的に行わなければならない、検収に合格した場合にのみ生産と使用を開始できる。危険化学品建設プロジェクト及び危険化学品港湾建設プロジェクトに対する安全生産監督管理の責任を有する部門は、建設事業者の検収活動と検収結果の監督・検証を強化しなければならない。

第 2 7 条（危険化学品輸送パイプラインの安全管理）

第 28 条（危険化学品生産企業の責任者等の資格要件）

危険化学品生産企業の主要な責任者（法定代表者、実際の管理者、実際の責任者を含む、以下同じ）及び安全生産管理者は、相応の安全生産知識と管理能力を備えていなければならない。危険化学品生産企業の従業員は、国家が規定する学歴要件を満たし、安全生産に関する教育と訓練を受け、審査に合格後に勤務に就かなければならない。

第 29 条（危険化学品安全生産許可証等の取得）

危険化学品生産企業は生産を行う前に、<<安全生产许可证条例>>の規定に基づいて、“危険化学品安全生産許可証”を取得しなければならない。国が実施している生産許可制度の工業製品目録に記載されている危険化学品を生産する企業は、<<安全生产许可证条例>>に基づいて、“工業製品生産許可証”も取得しなければならない。試生産した危険化学品は、工業製品生産許可証を取得した後、相応の資格を有する検査機関の検査に合格した後に販売することができる。危険化学品安全生産許可証、工業製品生産許可証の発行を担当する部門は、許可証の発行状況を関連する法律、行政法規の規定に基づいて速やかに社会に公開しなければならない。

第 30 条（中国語の化学品安全技術説明書、安全ラベル）

危険化学品生産企業、輸入企業は其の生産、輸入する危険化学品の中国語の“化学品安全技術説明書”（SDS）を提出しなければならない。且つ包装内の危険化学品と一致する中国語の“化学品安全ラベル”を危険化学品の包装（外包装を含む）上に貼付、印刷又は添付しなければならない。化学品安全技術説明書及び化学品安全ラベルに記載される内容は、国家標準の要件に適合しなければならない。危険化学品生産企業、輸入企業は、其の生産又は輸入する危険化学品に新たな危険特性を見出した場合、直ちに公表し、速やかに其の化学品安全技術説明書及び化学品安全ラベルを改定しなければならない。

第 31 条（危険化学品の包装に関する要件）

第 32 条（包装材・容器生産企業の工業製品生産許可証取得）

国が実施している生産許可制度の工業製品目録に記載されている危険化学品の包装材、容器を生産する企業は、<<中华人民共和国工业产品生产许可证管理条例>>の規定に基づき、“工業製品生産許可証”を取得しなければならない；其の生産する危険化学品の包装材、容器は、相応の資格を有する検査機関による検査を合格してから、出庫して販売することができる。危険化学品を輸送する船舶及び其の輸送容器は、関連する法律、行政法規、規定及

び強制性標準と技術規範の要件に適合しなければならず、且つ国の海事管理機関が認めた船舶検査機関による検査に合格してから、使用することができる。再利用される危険化学品の包装材、容器に対して、使用事業者は再使用前に検査を実施しなければならない；安全リスクが見つかった場合、速やかに修理又は交換しなければならない。使用事業者は検査状況を記録しなければならない、其の記録は少なくとも3年間保管しなければならない。

第33条（安全リスク分類管理の実施、旧式な生産プロセスの排除）

危険化学品を生産、貯蔵する企業は、“**安全リスク分類管理制度**”を確立し、安全リスクの識別・評価を実施し、安全リスクの分類に基づいて対応する管理措置を講じなければならない。危険化学品を生産、貯蔵する企業のプロセス、施設、設備、原材料等に変更が生じた場合、安全リスクの識別・評価を再度実施しなければならない。危険化学品を生産、貯蔵する企業は、国家によって排除又は禁止を命じられた安全生産に危険を及ぼすプロセス、技術、施設、設備を使用してはならない。具体的な目録は、國務院应急管理部門が國務院の関係部門と協力して制定、公布する。

第34条（企業に於けるプロセス安全管理制度の確立）

危険な化学物質を生産、貯蔵する企業は、プロセス操作、特殊作業、起動、停止、検査、保守、変更を含む**全ての生産作業**に対して“**プロセス安全管理制度**”を確立し、責任者、職位毎の責任者、及び操作規程を明確にし、且つ効果的に実施しなければならない。

第35条（自動制御システムと安全計装システムの装備、相互接続）

危険化学品を生産、貯蔵する企業は、国家標準又は業界標準の規定に基づいて“**自動制御システム**”と“**安全計装システム**”を装備し、安全監視及び早期警報システムを確立し、且つ関係政府部門との“**インターネット相互接続**”を実現しなければならない。

第36条（危険化学品生産事業者の安全施設・設備の設置義務等）

第37条（危険化学品生産事業者の警報装置設置義務等）

危険化学品を生産、貯蔵する事業者は、其の作業場所に**通信、警報装置を設置**し、且つ其れが適切に使用可能状態であることを確保しなければならない。危険化学品を生産、貯蔵する事業者は、生産の安全に直接関係する監視、警報、保護、救命設備、施設を閉鎖又は破壊してはならず、関連データや情報を改竄、隠蔽、破壊してはならず、如何なる方法であっても其の正常使用に影響を与えてはならない。

第38条（危険化学品生産企業の安全生産要件に対する定期的評価等）

危険化学品を生産、貯蔵する企業は、国が規定する資格要件を有する機関に、当該企業の**安全生産要件に対する安全評価を3年毎に依頼し、“安全評価報告書”を提出しなければならない。**安全評価報告書の内容は、安全生産要件に存在する問題に対しての是正計画と是正完了後の最終見解を含めなければならない。危険化学品を生産、貯蔵する企業は、安全評価報告書及び是正計画の実施状況を所在地の県級人民政府应急管理部門に備案として報告しなければならない。

港湾区域内に於いて危険化学品を貯蔵、積み降ろしする企業は、本条第1項の要件に基づいて安全評価を実施し、安全評価報告書及び是正計画の実施状況を規定に従って港湾行政管理部門又は所在地の県級人民政府应急管理部門に届け出なければならない。

第39条（劇毒化学品、易制爆危険化学品の生産事業者等の責務）

“劇毒化学品”又は国務院公安部門が規定する爆発物の製造に用いることのできる危険化学品（以下、“**易制爆危険化学品**”と略称する）を生産、貯蔵する事業者は、其の生産、貯蔵した**劇毒化学品、易制爆危険化学品**の種類、数量、仕向け先を誠実に記録しなければならない。且つ必要な安全防護措置を講じ、**劇毒化学品、易制爆危険化学品**の紛失や盗難を防がなければならない；**劇毒化学品、易制爆危険化学品**の紛失又は盗難を見つけた場合、直ちに当地の公安機関に報告しなければならない。**劇毒化学品、易制爆危険化学品**を生産、貯蔵する事業者は、治安保衛機関を設立し、専任の治安保衛要員を配置し、且つ法に従って公安機関に届け出なければならない。

第40条（危険化学品の貯蔵要件等）

危険化学品は、専用倉庫、専用場所又は専用貯蔵室、貯蔵棚（以下、専用貯蔵場所と総称する）内に貯蔵し、且つ専任担当者が管理しなければならない；**劇毒化学品及び貯蔵数量が重大危険源となるその他の危険化学品の場合、専用貯蔵場所内に単独で保管し、2名での受領・発送、2名での保管体制とし、受領・発送記録の保存期間は3年以上としなければならない。**危険化学品の貯蔵方式、方法及び貯蔵数量は、国家標準又は国の関係規定に適合しなければならない。

第41条（危険化学品貯蔵事業者の責務）

第42条（危険化学品専用貯蔵場所の要件等）

第43条（危険化学品の新プロセス開発等に於ける安全管理）

研究開発事業者が危険化学品の**新プロセス、新技術、新製品を開発する場合、研究開発**

工程に於ける安全管理を強化し、**研究開発工程の安全を確保**しなければならず、小規模試験、パイロット試験、工業化試験を経ていない新プロセス、新技術を工業生産に直接使用してはならない。研究開発事業者が危険化学品の新プロセス、新技術を移転する場合、新プロセス、新技術の安全性論証報告書及び関係資料を提供しなければならない。

第44条（生産変更等の場合の処置）

第四章 安全使用

第45条（危険化学品使用者の安全使用義務）

危険化学品を使用する事業者（企業、学校、科学研究機関、医療機関、試験機関、検査機関等を含む、以下同じ）は、其の使用条件（技術を含む）を、法律、行政法規の規定及び国家標準、業界標準の要件に適合させなければならない。且つ使用する危険化学品の種類、危険特性及び使用量と使用方法等に基づき、**使用する危険化学品の“安全管理規定制度”と“安全操作規程”を定め**、改善して、危険化学品の安全使用を確保する。

第46条（危険化学品を規定数量以上使用する企業の危険化学品使用安全許可証取得）

国が規定している危険化学品を使用して生産を行い、且つ其の使用量が規定数量に達する化学企業（危険化学品生産企業を除く、以下同じ）は、本法の規定に基づき**“危険化学品安全使用許可証”**を取得しなければならない。

前項で規定した危険化学品の種類及び其の使用量の数量基準は、国務院応急管理部が国務院公安部門、農業農村主管部門と協力して決定し、公布する。

第47条（危険化学品安全使用許可証申請企業の要件）

危険化学品安全使用許可証を申請する化学企業は、本法第45条の規定に適合することに加えて、下記の条件も満たさなければならない。

- (1) 使用する危険化学品に相応しい専門技術者、審査に合格した従業員を有する；
- (2) 安全生産管理機構及び専門の安全生産管理者を有する；
- (3) 国の規定に適合する危険化学事故緊急計画と必要な緊急救助器材、設備及び物資を有する；
- (4) 法令に従って安全評価を実施している；

(5) 法律、法規で規定するその他の条件。

第48条（危険化学品安全使用許可証の申請資料）

危険化学品安全使用許可証を申請する化学企業は、所在地の市級地方人民政府应急管理部門に申請書を提出し、且つ本法第47条に規定する条件に適合することを証明する資料を提出しなければならない。所在地の市級人民政府应急管理部門は法律に従って審査を実施し、証明資料の受領日から20営業日以内に承認又は不承認を決定しなければならない。承認の場合、危険化学品安全使用許可証を発行する；不承認の場合、書面で申請者に通知し且つ理由を説明する。所在地の市級人民政府应急管理部門は、其の危険化学品安全使用許可証の発行状況を関係する法律、行政法規の規定に基づいて速やかに社会に公開しなければならない。

第49条（危険化学品使用作業場での従業員へのSDS等の提供）

危険化学品を使用する事業者は、其の作業場所で使用する化学品の**安全技术説明書及び化学品安全ラベル**を従業員に提供し、且つ従業員に正確な使用方法及び緊急事態に於いて取るべき措置を知らせなければならない。

第50条（危険化学品使用事業者への本法条項の適用）

第五章 事業経営に於ける安全確保

第51条（危険化学品事業に対する許可制度）

国は、危険化学品の事業経営（倉庫業を含む。以下同じ）について許可制度を実施する。許可なく、如何なる事業者又は個人も危険化学品の事業経営をしてはならない。危険化学品事業経営企業は、危険化学品の生産、事業経営活動に従事している企業から、許可なく危険化学品を購入してはならない。法に従って設立された危険化学品生産企業は、其の工場区域内で当該企業が生産した危険化学品を販売する場合、危険化学品経営許可を取得する必要はない。<<中华人民共和国港口法>>の規定に基づいて港湾事業経営許可証を取得した港湾事業経営者は、港湾区域内で危険化学品の貯蔵事業経営を行う場合、危険化学品経営許可を取得する必要はない。

第52条（危険化学品事業経営企業の要件）

危険化学品の事業経営に従事する企業は、下記の要件を備えなければならない。

- (1) 国家標準、業界標準に適合する事業所を有し、危険化学品を貯蔵する場合、国家標準、業界標準に適合する貯蔵施設も有している；
- (2) 従業員は専門的技術訓練を受け、試験に合格している；
- (3) 健全な**安全管理規定制度**を有している；
- (4) 専任安全生産管理者を有し、主要責任者及び生産安全管理者は当該企業の危険化学品事業経営活動に相応しい安全生産知識と管理能力を有し、应急管理部門の試験に合格している；
- (5) 危険化学品事故に対して、国の規定に適合する緊急計画及び必要な緊急救助器材、設備及び物資有している。
- (6) 法律、法規で規定する其の他条件。

第 5 3 条 （危険化学品経営許可証の申請、取得）

劇毒化学品、易制爆危険化学品の事業経営に従事する企業は、所在地の市級人民政府应急管理部門に申請書を提出しなければならない。其の他の危険化学品事業経営に従事する企業は、所在地の県級人民政府应急管理部門に申請書を提出しなければならない；貯蔵施設があり且つ貯蔵数量が重大危険源となる場合、所在地の市級人民政府应急管理部門に申請書を提出しなければならない。申請者は、本法第 52 条に規定された条件に適合する証明資料を提出しなければならない。

所在地の市級人民政府应急管理部門又は県級人民政府应急管理部門は、法に従って審査し、且つ規定に基づき申請者の事業経営場所、貯蔵施設への立入検査を実施しなければならない。証明資料の受領日から 20 営業日以内に、承認又は不承認の決定を行う。承認した場合、**危険化学品経営許可証**を交付する；不承認の場合、申請者に書面で通知し且つ理由を説明する。

所在地の市級人民政府应急管理部門と県級人民政府应急管理部門は、発行した**危険化学品経営許可証**の状況を関連する法律、行政法規の規定に基づいて速やかに社会に公開しなければならない。申請者は、**危険化学品経営許可証**を持って**市場監督管理部門**に登録手続きを行った後、危険化学品事業経営活動に従事することができる。法律、行政法規又は国务院が危険化学品の事業経営に其の他の関係部門の許可も必要と規定する場合、申請者は市場監督管理部門に登録手続きをする際に、該当する許可証も持参しなければならない。

第 5 4 条 （危険化学品事業経営企業の危険化学品貯蔵要件遵守）

第55条（危険化学品生産企業による販売先へのSDSの提供義務等）

危険化学品生産企業、事業経営企業が危険化学品を販売する場合、購入事業者又は個人に対して法律、行政法規、国家標準、業界標準に適合する**化学品安全技术説明書**を提供しなければならない。化学品安全技术説明書又は**化学品安全ラベル**のない危険化学品を販売してはならず、**化学品安全技术説明書**又は**化学品安全ラベル**を勝手に変更してはならない。全ての事業者又は個人は危険化学品を購入する場合、化学品生産企業、事業経営企業に対して関係する**危険化学品安全技术説明書**を請求し、其の危険特性、防護措置及び使用方法を理解する権利を有する。

第56条（危険化学品安全生産許可証等による劇毒化学品等の購入）

法に従って**危険化学品安全生産許可証**、**危険化学品安全使用許可証**又は**危険化学品経営許可証**を取得した企業は、対応する許可証によって**劇毒化学品**、**易制爆危険化学品**を購入する。民用爆発物、花火と爆竹、武器装備の科学研究生産企業は、対応する許可証によって易制爆危険化学品を購入する。

前項で規定した以外の事業者が劇毒化学品を購入する場合、所在地の県級人民政府公安局に易制爆危険化学品の**購入許可証**を申請、取得しなければならない；易制爆危険化学品を購入する場合、当該事業者が発行する合法的用途説明書を持参しなければならない。個人は、劇毒化学品（劇毒化学品に属する農薬は除外する）及び易制爆危険化学品（易制爆危険化学品を含む食品添加剤、医薬品、動物用医薬品、消毒剤等の生活用品を除く）を購入することはできない。

第57条（毒劇化学品購入許可証の申請、承認）

“**劇毒化学品購入許可証**”の取得を申請する場合、申請者は所在地の県級人民政府公安機関に下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 営業許可証又は法人証書（登録証書）のコピー；
- (2) 購入する劇毒化学品の種類、数量の説明；
- (3) 劇毒化学品の購入用途の説明；
- (4) 担当者の身分証明書。

県級人民政府公安機関は、前項に規定する資料の受領日から3営業日以内に承認又は不承認の決定を下さなければならない。承認した場合、**劇毒化学品購入許可証**を発行する；不承認の場合、申請者書面で通知し且つ理由を説明する。劇毒化学品の購入許可の管理は、国

務院公安部門の規定に基づいて実施する。

第58条（毒劇化学品、易制爆危険化学品の販売時の要件）

危険化学品生産造企業、事業経営企業が、劇毒化学品、易制爆危険化学品を販売する場合、本法第56条第1項、第2項に規定する関連許可証又は証明書類を検査し、関連許可証又は証明書類を持たない事業者は劇毒化学品、易制爆危険化学品を販売してはならない。

劇毒化学品購入許可証を持っている事業者は劇毒化学品を販売する場合、許可証に記載されている種類、数量に基づいて販売しなければならない。個人に対して劇毒化学品（劇毒化学品に属する農薬を除外する）及び易制爆危険化学品（易制爆危険化学品を含有する食品添加物、医薬品、動物用医薬品、消毒剤等の生活用品を除外する）を販売することを禁止する。

第59条（劇毒化学品、易制爆危険化学品購入事業者に関する記録等）

危険化学品の生産企業、事業経営企業が、劇毒化学品、易制爆危険化学品を販売する場合、**購入事業者の名称、住所、担当者の名前、身分証番号及び購入する劇毒化学品、易制爆危険化学品の種類、数量、用途を誠実に記録**しなければならない。販売記録及び担当者の身分証明書のコピー、関連許可証のコピー又は証明書類の保存期間は、3年以上とする。

劇毒化学品、易制爆危険化学品の販売企業、購入事業者は、販売、購入後3日以内に、販売、購入した**劇毒化学品、易制爆危険化学品の種類、数量及び仕向け先情報**を所在地の**県級人民政府公安機関**に届出て、且つコンピュータシステムに入力しなければならない。

第60条（購入した劇毒化学品、易制爆危険化学品の貸与、譲渡の禁止）

第61条（ネットによる劇毒化学品、易制爆危険化学品の販売禁止）

“インターネットを通じて”**劇毒化学品、易制爆危険化学品を販売、購入することを禁止**する。

第六章 安全輸送

第62条（危険化学品輸送業者の危険貨物輸送許可等の取得）

危険化学品の道路輸送、水路輸送に従事する場合、市場監督管理部門に対して登録手続きを行い、且つ関連する道路輸送、水路輸送の法律、行政法規の規定に基づいて、**危険貨物道路輸送許可、危険貨物水路輸送許可**を取得するか又は**届出手続き**を行わなければならない。

い。

道路、水路を通して危険化学品を輸送する場合、法律に従って相応の許可を取得するか又は届出手続きを行った輸送企業が運送しなければならず、其の他の事業者及び個人が運送してはならない。

運送委託者（荷主）は、法に従って対応する許可を取得した又は届出手続きを行った輸送企業に運送を委託しなければならず、其の他の事業者及び個人に運送を委託してはならない。其の他の事業者及び個人の危険化学品輸送車両は、事業経営に名義上の参加をしてはならない。危険化学品の道路輸送企業、水路輸送企業は、専属の安全生産管理要員を配置しなければならない。適切に処理した後に普通貨物として管理できる危険化学品は、普通貨物として運送できるが、具体的な措置は国务院交通運輸主管部門が制定する。

第 6 3 条（危険化学品輸送企業の運転要員等の資格要件）

第 6 4 条（危険化学品輸送時の安全防護措置）

第 6 5 条（危険化学品輸送車両の過積載禁止）

第 6 6 条（危険化学品輸送時の警護要員配置等）

第 6 7 条（危険化学品輸送車両の未許可での通行制限区域進入禁止）

第 6 8 条（劇毒化学品輸送に於ける道路輸送通行証の申請、承認）

劇毒化学品を道路輸送する場合、運送委託者（荷主）は輸送出発地又は目的地の県級人民政府公安機関に“**劇毒化学品の道路輸送通行証**”を申請しなければならない。劇毒化学品の道路輸送通行証を申請する場合、運送委託者（荷主）は県級人民政府公安機関に下記の資料を提出しなければならない。

- (1) 輸送する劇毒化学品の種類、数量の説明；
- (2) 輸送出発地、目的地、運送時間及び運送経路の説明；
- (3) 運送業者が取得している危険貨物道路輸送許可、輸送車両の輸送営業証及び運転要員、警護要員が取得している資格の証明書類；
- (4) 本法第 56 条第 1 項、第 2 項で規定している劇毒化学品購入に関する許可書、又は税関が発行した輸出入証明書類。

県級人民政府公安機関は、前項で規定する資料の受領日から 7 営業日以内に承認又は不

承認の決定を下さなければならない。承認した場合、**劇毒化学品の道路輸送通行証**を発行する； 不承認の場合、申請者に書面で通知し、且つ理由を説明する。劇毒化学品の道路輸送通行証の管理は、国务院公安部門の規定に基づいて実施する。

第 6 9 条 （劇毒化学品、易制爆危険化学品の紛失等の場合の処置）

第 7 0 条 （危険化学品を水路輸送する場合の規定遵守）

第 7 1 条 （危険化学品の船舶輸送時の安全輸送条件）

第 7 2 条 （内陸河川の閉鎖水域に於ける劇毒化学品輸送の禁止等）

第 7 3 条 （内陸河川を輸送する危険化学品に対する管理等）

第 7 4 条 （内陸河川で危険化学品を輸送する場合の、使用船舶の要件等）

内陸河川を通行して危険化学品を輸送する場合、法に従って**危険貨物積載適合証明書**を取得した**輸送船舶**を使用しなければならない。水路輸送企業は、輸送する危険化学品の危険特性に基づいて、輸送船舶の危険化学品事故緊急救助計画を制定し、且つ輸送船舶に十分に効果的な緊急救助器材、設備及び物資を配備しなければならない。内陸河川を通行して危険化学品を輸送する船舶、其の所有者又は事業経営者は、船舶汚染損害責任保険証書又は財務担保証明書を取得しなければならない。船舶汚染損害責任保険証書又は財務担保証明書の写しを船内に携帯しなければならない。

第 7 5 条 （内陸河川を通行して危険化学品を輸送する場合の、包装物の要件等）

第 7 6 条 （危険化学品輸送に使用する内陸河川の埠頭の要件等）

第 7 7 条 （危険化学品積載船舶が内陸河川港湾に入出港する場合の手続き等）

第 7 8 条 （危険化学品積載船舶の警告標識掲示等）

第 7 9 条 （危険化学品積載船舶の水資源保護等の国内規定遵守）

第 8 0 条 （危険化学品の運送委託時の委託者の責務等）

第 8 1 条 （危険化学品運送委託者、郵便企業の禁止事項等）

運送委託者は、運送を委託した普通貨物の中に危険化学品を密かに挟み込んでではなく、危険化学品であることを隠ぺい又は普通貨物の委託運送であると虚偽申告してはならない。如何なる事業者や個人も、危険化学品を郵送したり、又は郵便、速達の中に危険化学品を挟み込んでではなく、危険化学品であることを隠したり、普通物品として偽って報告しては

ならない。

郵便企業、速達企業は、危険化学品の受取り・配達をしてはならない。本条第1項、第2項の規定に違反する疑いがある場合、交通運輸主管部門、郵政管理部門は法に従って物品を解体することができ、且つ抜取り検査等多様な方法により検査を行うことができる。

第82条（危険化学品の鉄道、航空輸送に於ける安全管理）

第七章 危険化学品登録及び事故時の緊急救援

第83条（危険化学品登録制度の実施）

国は、危険化学品の安全管理及び危険化学品の事故防止及び緊急救助に技術、情報支援を提供する為に、**危険化学品登録制度**を実施する。

第84条（危険化学品の登録申請資料）

危険化学品の生産企業、輸入企業は、国務院応急管理部門が責任を負う危険化学品の登録担当機関（以下、危険化学品登録機関と略称する）に危険化学品を登録しなければならない。危険化学品の登録には下記の内容が含まれる：

- (1) 分類およびラベル表示情報；
- (2) 物理、化学的性質；
- (3) 主要目的；
- (4) 危険特性；
- (5) 貯蔵、使用、輸送の安全要件；
- (6) 危険な状況に対する緊急対応措置。

同一企業が生産、輸入する同一種類の危険化学品については、重複登録は行わない。危険化学品の生産企業、輸入企業が其の生産、輸入した危険化学品に新たな危険特性がある又は其の他の登録内容に変更が生じた場合、速やかに危険化学品登録機関に対して登録内容変更手続きを行わなければならない。危険化学品の登録に関する具体的な手続きは、国務院応急管理部門が制定する。

第85条（研究開発品等の少量低放出危険化学品の登録免除）

国は、**研究開発、試生産、試験販売中の少量で低放出、低曝露の危険化学品等に対して登録を免除する**。登録免除の具体的手続きは、国務院応急管理部門が、国務院の工業情報化、公安、生態環境、農業農村、衛生保健、税関等の部門と協力して制定する。

第 8 6 条（危険化学品登録情報の関係部門間の共有）

危険化学品の登録機関は、危険化学品登録情報データを工業情報化、公安、天然資源、生態環境、交通運輸、農業農村、衛生保健、税関、市場監督管理、エネルギー、軍事機関等の部門と共有しなければならない。

第 8 7 条（地方政府による危険化学品事故に対する緊急計画の制定）

第 8 8 条（危険化学品事業者による事故対応の緊急計画制定）

第 8 9 条（化工園區の危険化学品専門緊急救助隊の構築）

第 9 0 条（危険化学品事故発生時の報告、対応等）

第 9 1 条（人に危害が及ぶ緊急事態に於ける、現場責任者による避難指示等の権限）

危険化学品事業者は、人の安全に直接危害を及ぼす緊急事態が発生した場合、安全確保の前提の下に、作業現場の当直主任、班長、指揮管理要員に対して直ちに生産停止・避難命令を出し、危険に遭難した関係要員を指揮して避難をさせる権限を持たせる。

第 9 2 条（危険化学品事故が発生した場合の地方政府の対応）

第 9 3 条（関係する危険化学品事業者による緊急救援の支援）

第 9 4 条（環境汚染を起こした場合の対応、措置）

第八章 法律责任

第 9 5 条（禁止危険化学品を生産、使用、営業した場合の罰則）

第 9 6 条（安全審査等を未実施での建設プロジェクト等の場合）

第 9 7 条（危険化学品安全生産許可証を未取得で生産した場合等）

第 9 8 条（化学品安全技术説明書の未提出等の場合）

第 9 9 条（危険化学品の包装、容器が未検査等である場合）

- 第100条（危険化学品重大危険源の登録等を怠った場合）
- 第101条（易爆性危険化学品、劇毒化学品の保管記録等を怠った場合）
- 第102条（危険化学品の生産変更等について適切に対処していない場合）
- 第103条（許可なく危険化学品を購入した場合）
- 第104条（許可証を持たない事業者に劇毒化学品を販売した場合等）
- 第105条（危険物運送許可を取得せずに危険化学品を運送した場合等）
- 第106条（危険化学品運送事業者の運転要員等が資格を有していない場合等）
- 第107条（未許可の運送業者に危険化学品の運送を委託した場合等）
- 第108条（認可積載量を超える危険物を積載した場合等）
- 第109条（危険化学品運送車両への警告標識が未貼付の場合等）
- 第110条（安全上の危険性のある車両で危険化学品を運送した場合）
- 第111条（危険化学品の輸送企業に専門の安全管理者がいない場合等）
- 第112条（内陸河川運送事業者が危険化学品事故の緊急計画を未策定の場合等）
- 第113条（偽造の危険化学品安全生産許可証を使用した場合等）
- 第114条（危険化学品事故発生時に直ちに救助活動を行わなかった場合等）
- 第115条（危険化学品事故発生時に、人民政府等が直ちに救助活動を行わなかった場合）
- 第116条（危険化学品安全監督管理責任者が職権を濫用した場合等）
- 第117条（公安管理に違反した場合）

第九章 附 則

- 第118条（本法で対象とする化学品の範囲）

監視規制化学品、危険化学品に属する医薬品及び農薬の安全管理は、本法の規定に基づいて実施する；法律、行政法規に別の規定がある場合、其の規定に従う。

民間爆発物、花火爆竹、放射性物質、核エネルギー物質及び国防の科学研究と生産に使

用する危険化学品の安全管理には、本法を適用しない。

法律、行政法規にガスの安全管理に対して別の規定がある場合、其の規定に従う。

危険化学品の容器が特殊設備に属する場合、其の安全管理は特殊設備の安全に関する法律、行政法規の規定に基づいて行う。

第 1 1 9 条（危険化学品の輸出入管理に関する関連規定）

危険化学品の輸出入管理は、対外国貿易に関する法律、行政法規、規則の規定に基づいて実施する； 輸出危険化学品が<<中華人民共和国輸出管理法>>の規定した管理規制品の場合、関係する輸出管理の法律、行政法規、規則の規定に基づいて実施する； 輸入危険化学品の貯蔵、使用、販売、輸送の安全管理は、本法の規定に基づいて実施する。

新化学物質環境管理登録は、関係する環境保護の法律、行政法規、規則の規定に基づいて実施する。

第 1 2 0 条（公衆が発見した所有不明の危険化学品等の処置）

第 1 2 1 条（化学品の危険性が未確定の場合の処置）

第 1 2 2 条（港湾地区での危険化学品の安全監督担当部署）

第 1 2 3 条（重大危険源の運用範囲）

本法で用いている“**重大危険源**”という用語は、長期又は臨時に生産、貯蔵、使用及び販売する危険化学品で、且つ危険化学品の数量が臨界量以上である一纏まりの存在を指す（場所及び施設を含む）。

第 1 2 4 条（施行日）

本法自 年 月 日起施行。